

様式第 17 (第14条関係) (昭63通産令42・全改、平12通産令313・一部改正)

表

6 cm	第 号 電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条の規定による立入検査等を行う職員の身分証明書	職 名 氏 名 生年月日
	発行年月日 年 月 日 発行者 ㊟	写真添付面
	8.4 cm	

裏

電気工事業の業務の適正化に関する法律抜粋
第29条 経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業大臣にあつては電気工事業を営むすべての者について、都道府県知事にあつては当該都道府県の区域内で電気工事業を営む者（経済産業大臣の登録を受けた者及び経済産業大臣に第17条の2第1項の規定による通知をした者を除く。）について、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に営業所、電気工事の施工場所その他業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、個人の居住の用に供されている場所は、関係者の承諾を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。
2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。